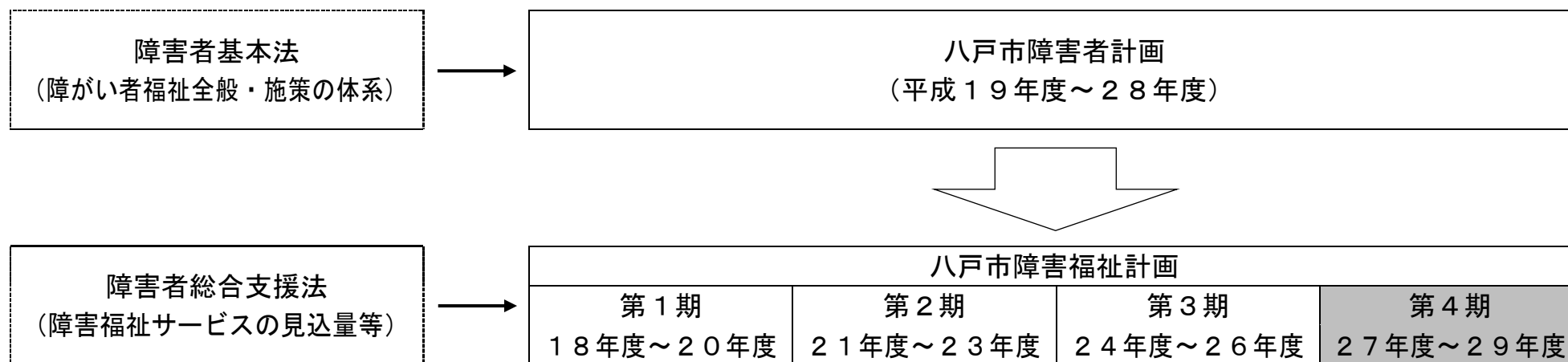


第 4 期障害福祉計画の骨子について

障害福祉計画とは

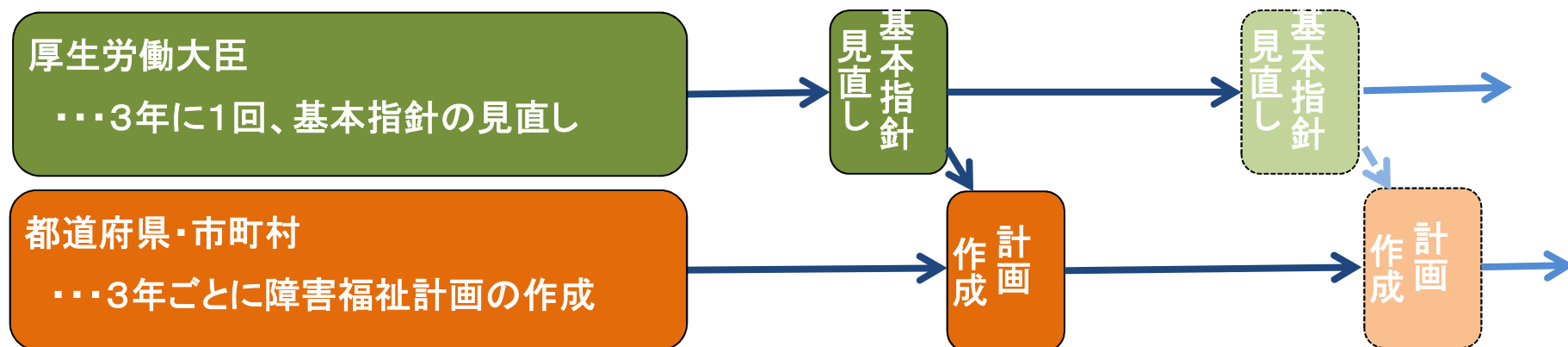
- 障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条の規定に基づき、市町村が、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標やサービス見込量等を定める計画である。
- この計画は、障害者基本法第11条に基づき策定した、当市の障がい者福祉全般にわたる基本的な計画である障害者計画のうち、障害福祉サービス等の実施に関する計画として位置づける。



障害福祉計画と基本指針

- 基本指針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度			第3期計画期間 24年度～26年度		第4期計画期間 27年度～29年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成			つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成		障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成



< 計画の作成プロセスに関する事項 >

PDCAサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表 等

< 個別施策分野 : 成果目標に関する事項 >

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院から
地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

< 個別施策分野 : その他 >

障害児支援体制の整備
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐
待防止 等

PDCAサイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

基本指針

■ 障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

(PDCAサイクルの
プロセスのイメージ)

計画(Plan)

■ 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善(Act)

■ 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。



評価(Check)

■ 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
■ 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。
■ 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。



実行(Do)

■ 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

個別施策分野①－１ 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

<p>第3期計画の数値目標</p>	<p>地域生活への移行を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成17年10月1日時点の施設入所者の30%以上を、平成26年度末までに地域生活へ移行（9.5年間で30%） ② 平成17年10月1日時点の施設入所者の10%以上を、平成26年度末までに削減（9.5年間で10%）
	
<p>達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成24年度末時点で23.7%、平成26年度末には、30%の地域生活移行を達成見込み ② 平成24年度末時点で約8.0%減少、平成26年度末には、施設入所者の10%削減を達成見込み
	
<p>第4期計画の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を、平成29年度末までに地域生活へ移行（4年間で12%） ② 平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を、平成29年度末までに削減（4年間で4%）

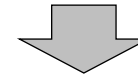
個別施策分野①－２ 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）

<p>第3期計画の数値目標</p>	<p>地域生活への移行を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を、平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加 ・ 平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から20%増加
	
<p>目標の変更</p>	<p>「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年厚生労働省告示第65号）」に示された、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期（入院から3ヶ月未満）の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保すること ② 在院期間の長期化に伴い、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保すること ③ 在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに、既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保すること <p>としている方向性を踏まえ、目標を変更する。</p>
	
<p>第4期計画の成果目標</p>	<p>上位5都道府県の平均値等を基に設定</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上 ② 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上 ③ 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少

個別施策分野①－3 地域生活支援拠点等の整備（新規）

第4期計画の成果目標

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

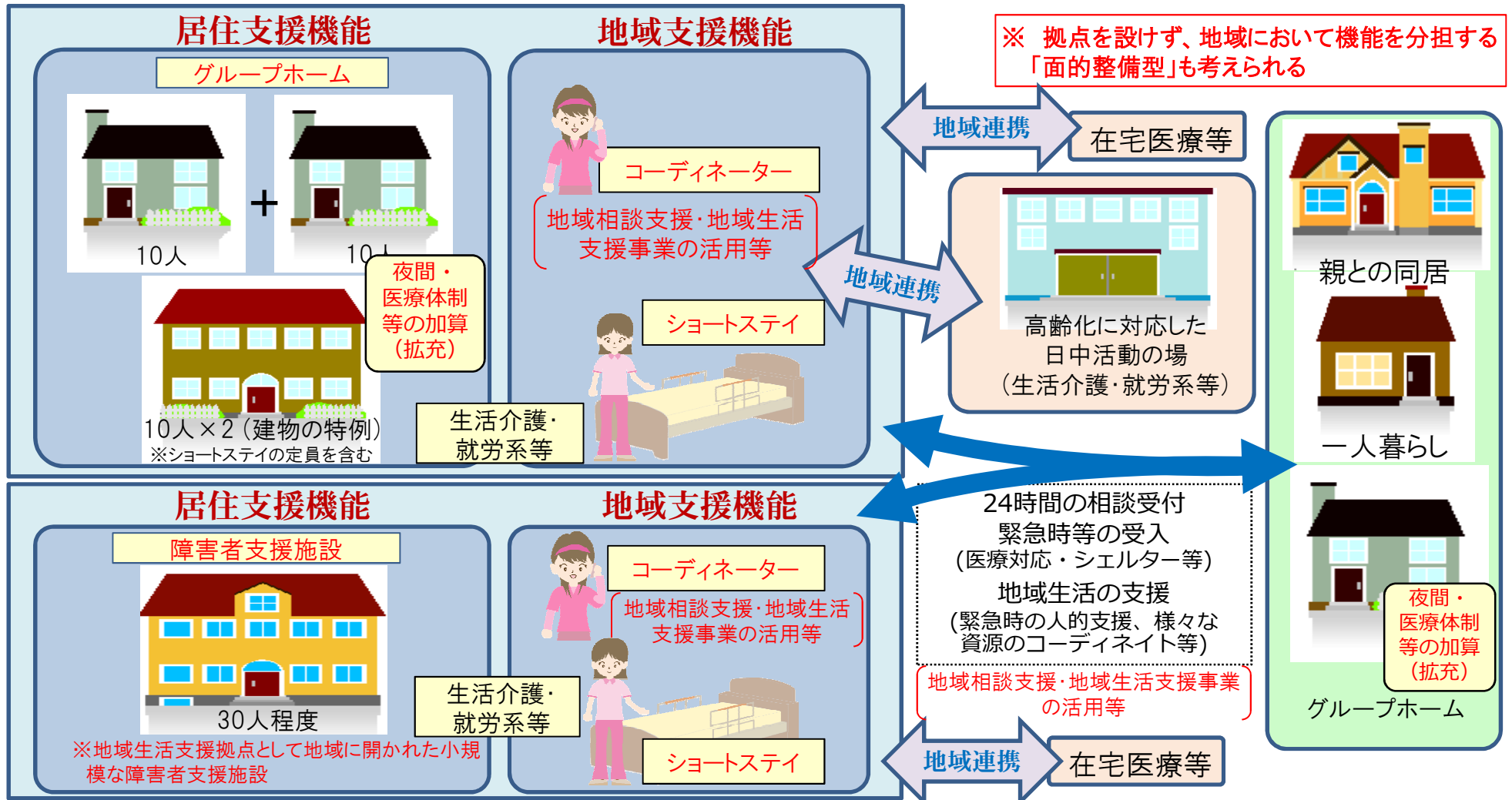


市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等（※）を少なくとも一つ整備することを基本とする。

※ 障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点又は面的な体制

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



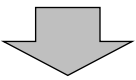
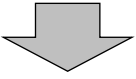
※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

個別施策分野①－４ 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

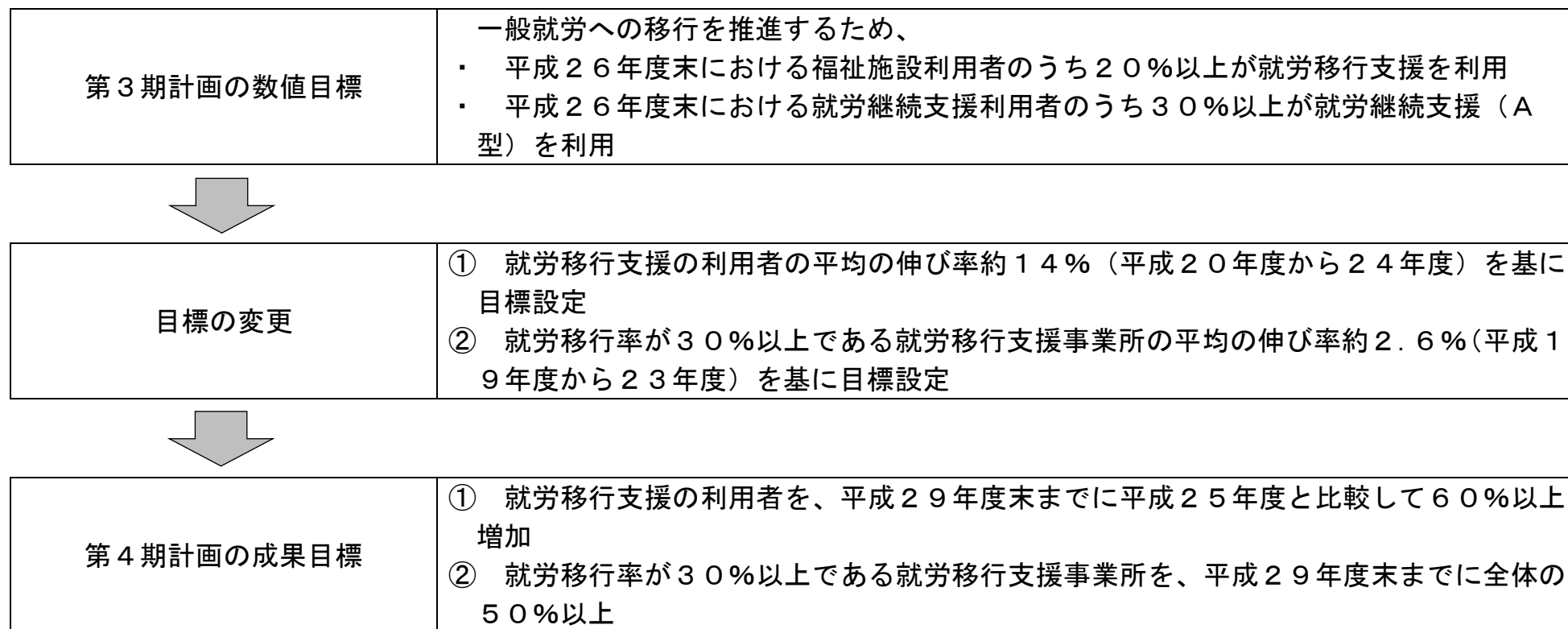
福祉施設（障害福祉サービスの事業所）

就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	A型	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（雇用型）
	B型	一般企業等や就労継続支援A型での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（非雇用型）
生活介護		常に介護を必要とする障がい者に日中、介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練		自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

第3期計画の数値目標	一般就労への移行を推進するため、平成26年度中に平成17年度実績の4倍以上
	
達成状況	平成23年度実績で2.7倍、平成26年度では4倍を達成見込み
	
第4期計画の成果目標	平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上

② 就労移行支援の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率



個別施策分野②－１ 障害児支援体制の整備（新規）

第３期計画の基本指針では、児童福祉法に基づく障害児支援への記載は限られていたが、今後、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく、都道府県及び市町村の子ども・子育て支援計画が作成される予定であること等を踏まえ、第４期計画の基本指針では、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

児童福祉法に定める６つの支援類型（下表）及び障害児相談支援の利用児童数等を「活動指標」とし、市町村において、地域における児童数の推移等を踏まえて見込みをたてるよう努める。市町村の状況を集約した都道府県においては、必要に応じて各支援の確保策を定めるよう努める。

障害児通所支援 （市町村）	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導等を行う。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
障害児入所支援 （都道府県）	福祉型障害児入所施設	入所施設において、日常生活の指導等を行う。
	医療型障害児入所施設	医療施設において、日常生活の指導及び治療等を行う。

個別施策分野②－２ 計画相談の連携強化、研修、虐待防止

<p>計画相談の連携強化</p>	<p>計画相談（サービス等利用計画の作成）については、平成27年度以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制を確保する必要があり、都道府県・市町村は、その役割に応じて、人材の育成支援、専門的な指導助言等、相談支援事業所の充実のための取組を効果的に進めること</p>
<p>研修</p>	<p>支援の質の向上のため、都道府県においては、行動障害を有する者の特性に応じた支援を、一貫性を持って実施できるよう、施設職員や居宅介護職員等に対する強度行動障害支援者養成研修を実施することとしていること</p>
<p>虐待防止</p>	<p>都道府県・市町村は、障害者虐待の防止と対応に関するマニュアルに沿って、都道府県権利擁護センター、市町村虐待防止センターを中心として関係機関からなるネットワークの活用、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むことが重要であること</p>

成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(都道府県)

- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- 委託訓練事業の受講者数
- 障害者試行雇用事業の開始者数
- 職場適応援助者による支援の対象者数
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

障害福祉サービスの量を見込む際の勘案事項

サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれ種類ごとに見込む。

区分	サービスの種類	現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	入院中の精神障害者の地域生活への移行うち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間						
日中活動系	生活介護の利用者数、利用日数						
	自立訓練(機能訓練)の利用者数、利用日数						
	自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数						
	就労移行支援の利用者数、利用日数		1				
	就労継続支援(A型)の利用者数、利用日数		2				
	就労継続支援(B型)の利用者数、利用日数						
	療養介護の利用者数						
施設系	短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数						
	共同生活援助の利用者数						
相談支援	施設入所支援の利用者数		3		6		
	計画相談支援の利用者数		4				
	地域相談支援の利用者数(地域移行支援に限る。)						
相談支援	地域相談支援の利用者数(地域定着支援に限る。)		5				

(注) 1:特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む、 2:地域の雇用情勢を含む、 3:グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を含む、 4:障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を含む、 5:単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を含む、 6:「」は減として見込む

区分	サービスの種類	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	地域における児童数の推移	保育所等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
障害児支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数						
	障害児相談支援の利用児童数						
	障害児入所施設(福祉型、医療型)の利用児童数						

(注) 障害児通所支援の利用児童数を見込む

市町村・都道府県の役割

成果目標	市町村	都道府県
<p>施設入所者の地域生活への移行</p>	<p>施設入所者の地域生活への移行の成果目標を定める。 当該成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護の利用者数、利用日数 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の利用者数、利用日数 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援(A型、B型)の利用者数、利用日数 短期入所(福祉型、医療型)利用者数、利用日数 共同生活援助の利用者数 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数 施設入所支援の利用者数(削減を目指す。) 	<p>市町村と調整の上、施設入所者の地域生活への移行の成果目標を定める。 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活介護の利用者数、利用日数 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の利用者数、利用日数 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援(A型、B型)の利用者数、利用日数 短期入所(福祉型、医療型)利用者数、利用日数 共同生活援助の利用者数 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数 施設入所支援の利用者数(削減を目指す。)
<p>入院中の精神障害者の地域生活への移行</p>	<p>都道府県の成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援(A型、B型)の利用者数、利用日数 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 共同生活援助の利用者数 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)利用者数 	<p>入院中の精神障害者の地域生活への移行の成果目標を定める。 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援(A型、B型)の利用者数、利用日数 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 共同生活援助の利用者数 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)利用者数
<p>障害者の地域生活の支援</p>	<p>拠点等の整備に関する内容を検討する。 (少なくとも1年に1回)実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる</p>	<p>広域的見地から、拠点等の整備に関する内容を検討する。 市町村が整備を進めるにあたっての必要な支援 (少なくとも1年に1回)市町村又は圏域ごとの実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる</p>
<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標を定める。 当該成果目標を踏まえ、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) 	<p>市町村の調整の上、福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標を定める。 市町村と調整の上、障害福祉サービス等の必要な量の見込み(活動指標)を定める。 (少なくとも1年に1回)成果目標と活動指標の実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる (より頻回)活動指標による達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) チーム支援による福祉施設の利用者の支援件数 障害者の多様な委託訓練事業の受講者数 障害者試行雇用事業の開始者数 職場適応援助者による支援の対象者数 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

第4期計画に記載する主な事項

	事 項	内 容
1	障害福祉計画の基本的理念等	障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念等を記載する。
2	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	施設入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、基本指針に即して、地域の実情に応じて平成29年度における成果目標を記載する。
3	障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	平成29年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に関する考え方、必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等を記載する。
4	地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	市が実施する地域生活支援事業について、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方、量の見込み、見込量の確保のための方策等を記載する。
5	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を記載する。

計画策定のスケジュール（予定）

平成26年 8月22日 ※本日	第1回健康福祉審議会障がい福祉部会（骨子の検討）
平成26年10月	第2回健康福祉審議会障がい福祉部会（計画案の検討）
平成27年 1月	第3回健康福祉審議会障がい福祉部会（計画案の承認）
平成27年 3月	健康福祉審議会（計画案の策定報告）